

○乳幼児医療費支給条例

平成10年3月20日

条例第6号

改正 平成12年3月14日条例第8号

平成13年3月19日条例第11号

平成13年6月19日条例第18号

平成14年3月18日条例第7号

平成14年9月18日条例第16号

平成18年9月19日条例第23号

平成26年9月10日条例第12号

平成30年3月9日条例第5号

乳幼児医療費支給条例（昭和48年熊野町条例第25号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 町は、乳幼児の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児の医療に要する費用の一部を乳幼児を養育している者に支給する。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「零歳児」とは、その年齢が出生の日から満1歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。
- (2) 「1歳児」とは、その年齢が出生の日から満2歳に達する日の属する月の末日までの者のうち、零歳児以外の者をいう。
- (3) 「2歳児」とは、その年齢が出生の日から満3歳に達する日の属する月の末日までの者のうち、零歳児及び1歳児を除く者をいう。
- (4) 「3歳児」とは、その年齢が出生の日から満4歳に達する日の属する月の末日までの者のうち、零歳児、1歳児及び2歳児を除く者をいう。
- (5) 「4歳児」とは、その年齢が出生の日から満5歳に達する日の属する月の末日までの者のうち、零歳児、1歳児、2歳児及び3歳児を除く者をいう。

- (6) 「5歳児」とは、その年齢が出生の日から満6歳に達する日の属する月の末日までの者のうち、零歳児、1歳児、2歳児、3歳児、及び4歳児を除く者をいう。
- (7) 「6歳児」とは、その年齢が出生の日から満6歳に達する日の属する月（当該月が3月である者を除く。）の翌月の初めから、以後最初の3月31日までの者のうち、零歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を除く者をいう。
- (8) 「乳幼児」とは、零歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児及び6歳児をいう。
- (9) 「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。
- (10) 「乳幼児を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第10号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（受給資格者）

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、熊野町の区域内に住所を有する乳幼児（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、熊野町を転出する者を含む。）を養育している者で、当該乳幼児が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、熊野町に住所を有することとなった乳幼児は対象としない。

（所得制限）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる乳幼児を養育している者の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としなない。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児を養育している者に特別な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 養育している乳幼児が3歳児の場合、当該乳幼児が出生した日の属する年の翌々年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、出生した日の属する年の翌年の所得）
- (2) 養育している乳幼児が4歳児の場合、当該乳幼児が出生した日の属する年の3年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、出生した日の属する年の2年後の所得）
- (3) 養育している乳幼児が5歳児の場合、当該乳幼児が出生した日の属する年の4年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、出生した日の属する年の3年後の所得）
- (4) 養育している乳幼児が6歳児の場合、当該乳幼児が出生した日の属する年の5年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、出生した日の属する年の4年後の所得）

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（受給資格の認定）

第4条 乳幼児医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して、乳幼児医療費受給者証を交付するものとする。

（給付の額）

第5条 乳幼児医療費の給付は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から

当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。) が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を給付する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
- (2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第6条 乳幼児医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、町は、乳幼児医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、乳幼児医療費の支給があったものとみなす。

(乳幼児医療費の支給の制限等)

第7条 受給者が乳児の疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち乳幼児医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において乳幼児医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した乳幼児医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

第8条 乳幼児医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月14日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月19日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の熊野町母子家庭医療費支給条例の規定及び第4条の規定による改正後の乳幼児医療費支給条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年6月19日条例第18号）

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月18日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に受けた医療に係るこの条例による改正前の老人医療費助成条例及び重度心身障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月19日条例第23号）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日に受けた医療に係るこの条例による改正前の〔中略〕乳幼児医療費支給条例〔中略〕による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月10日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において乳幼児医療費の対象となっている乳幼児が、この条例の施行の日から平成27年5月31日までの間に受けた医療に係る乳幼児医療費の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月9日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の乳児医療費支給条例第3条の2第1項の規定は、平成31年6月以後に行われる療養に係る医療費の助成の所得制限について適用し、同年5月以前に行われた療養に係る医療費の助成の所得制限については、なお従前の例による。

○乳幼児医療費支給条例施行規則

昭和48年9月29日

規則第11号

改正 平成4年9月29日規則第14号

平成7年6月15日規則第15号

平成8年10月1日規則第9号

平成14年7月8日規則第11号

平成26年10月1日規則第9号

平成28年7月1日規則第21号

平成30年3月30日規則第12号

(総則)

第1条 この規則は、乳幼児医療費支給条例（平成10年熊野町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(条例第3条の2第1項に規定する規則で定める額)

第2条の2 条例第3条の2第1項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

- (1) 条例第3条の2第1項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、532万円
- (2) 条例第3条の2第1項に規定する扶養親族等及び児童があるときは、前号の額に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とする。

(条例第3条の2第2項に規定する所得の範囲)

第2条の3 条例第3条の2第2項に規定する所得の範囲は、児童手当法施行令第2条に規定する所得とする。

(条例第3条の2第2項に規定する所得の額の計算方法)

第2条の4 条例第3条の2第2項に規定する所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条第1項及び第2項の規定の例による。

(認定申請等)

第3条 条例第4条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、受給者資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、町長が、添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 乳幼児が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類

(2) 条例第3条の2第1項各号に規定する所得の状況を証明する書類

(3) その他町長が必要と認めた書類

(登録及び受給者証)

第4条 町長は、条例第4条の規定により受給資格があると認定したときは、当該受給者の登録を行い、乳幼児医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(更新申請等)

第5条 受給資格の更新の認定を受けようとする者は、交付を受けた受給者証の有効期間が満了する日の1月前から当該受給者証の有効期間が満了する日の1月後までの間に、更新の申請をしなければならない。

2 第3条の規定は、前項の申請について準用する。

(乳幼児医療費の請求)

第6条 条例第6条第1項の規定による乳幼児医療費の請求は、乳幼児医療費支給申請書により行わなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により、保険医療機関等が、町に対して同項の乳幼児医療費の支給額を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものとする。

(1) 保険医療機関等（指定訪問看護事業者を除く。）が請求する場合 福祉医療費請求書

(2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書(老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費)

(支給額の決定)

第7条 町長は、受給者から条例第6条第1項の規定による請求があり支払額を決定したときは、支払通知書により、その支払額等を当該受給者に通知する。

(受給資格の喪失及び返還)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 乳幼児が死亡したとき、又は生活保護法の適用を受けたとき。
- (2) 乳幼児の住所地が、熊野町の区域内でなくなったとき。
- (3) 受給者が、乳幼児を養育する者でなくなったとき。
- (4) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。

2 受給者は、前項の規定に該当するときは、速やかに受給者証を、町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受給者証記載事項変更届に受給者証を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 乳幼児の社会保険各法に基づく被扶養者又は国民健康保険法の被保険者たる資格に変更があったとき。

(受給者証の再交付申請等)

第10条 受給者は、受給者証を汚損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、乳幼児医療費受給者証再交付申請書を町長に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年9月29日規則第14号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月15日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年10月1日規則第9号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月8日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。